

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについて、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 及 川 幸 子

3 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

4 監査の対象

（1）補助金

次の団体等に対し令和2年度分として交付した補助金に関し、町の所管課が行った事務及び財政援助団体等が行った出納関係事務等

財政援助団体等	補助金の名称
南三陸地区防犯協会	令和2年度防犯活動事業費補助金
音猫小屋	南三陸町公募型補助金
珈琲神社	南三陸町公募型補助金
南三陸BOX企画運営委員会	南三陸町公募型補助金
（一社）サスティナビリティセンター	南三陸町公募型補助金
南三陸町里山交流促進協議会	南三陸町公募型補助金
南三陸復興ダコの会	南三陸町公募型補助金
（一社）南三陸YES工房	南三陸町公募型補助金
hair station JAM	南三陸町公募型補助金
馬場・中山共同処理場	南三陸町公募型補助金
（同）MMR	木質バイオマス推進事業費補助金
ベイサイドロックフェスティバル実行委員会	南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金
個人	南三陸町空き家利用促進事業補助金
個人	南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金
（株）MiGaKu	南三陸町地域おこし協力隊受入事業者補助金

財政援助団体等	補助金の名称
(福) 南三陸町社会福祉協議会	南三陸町福祉活動専門員設置費補助金
(福) 洗心会のぞみ福祉作業所	南三陸町新型コロナウイルス感染症対応社会福祉施設等感染拡大防止事業費補助金
南三陸町水田農業推進協議会	令和2年度経営所得安定対策等推進事業費補助金
板北営農組合	令和2年度被災地域農業支援事業補助金
個人	南三陸町令和元年台風第19号農地災害復旧事業補助金
新みやぎ農業協同組合南三陸地区本部	令和2年度南三陸町新型コロナウイルス対応牛肉消費促進事業費補助金
宮城県漁業協同組合志津川支所	南三陸町水産振興対策事業費補助金
宮城県漁業協同組合歌津支所	南三陸町水産振興対策事業費補助金
(株) マルセン食品	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
マルアラ(株)及川商店	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
(株) 丸壽阿部商店	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
宮城県漁業協同組合志津川支所	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
(株) カネキ吉田商店	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
(株) マルヤ五洋水産	新型コロナウイルス対応水産物消費促進事業費補助金
(株) ESCCA	創業支援事業補助金
南三陸福興市実行委員会	南三陸町観光振興対策事業費補助金
南三陸町体育協会	南三陸町生涯学習振興事業補助金
南三陸町スポーツ少年団	南三陸町生涯学習振興事業補助金

※略称について

(一社) …一般社団法人、(同) …合同会社、(株) …株式会社、
(福) …社会福祉法人

(2) 公の施設の指定管理者

次の団体に対し令和2年度に支出した公の施設の指定管理料等に関し、町の所管課が行った事務及び当該団体が行った指定管理業務に係る出納関係事務等

指定管理者	管理施設	所管課
太平ビルサービス(株)	平成の森	生涯学習課

※令和2年度に生涯学習課が所管していた事務については、令和3年度から教育委員会事務局が担っている。

5 監査の着眼点

(1) 補助金交付事務所管課等

- ① 事務処理は法令等に適合しているか
- ② 補助金交付要綱等は整備されているか
- ③ 補助金額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正か
- ④ 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確か

(2) 財政援助団体等

- ① 補助金の請求、受領は適正に行われているか
- ② 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか

(3) 公の施設の指定管理業務所管課

- ① 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか
- ② 管理に関する経費の算定、手続等は適正か
- ③ 指定管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか

(4) 公の施設の指定管理者

- ① 施設は、適正に管理されているか
- ② 協定等に基づく業務の履行は適正か
- ③ 管理業務に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か

6 監査の実施内容

(1) 監査の期間 令和3年11月30日(火)～令和4年2月24日(木)

(2) 監査対象課等 総務課、企画課、保健福祉課、農林水産課、商工観光課、教育委員会事務局

(3) 監査の方法 関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査を実施するとともに、関係職員及び関係団体から事務処理状況並びに業務執行状況等について聴き取りを行った。

7 監査の結果

補助金の交付事務所管課における事務手続に関し、一部において補助金の交付決定並びに額の確定に必要な審査がしっかりと行われていなかったことを確認した。また、補助金交付の根拠となる事業の実施に係る意思決定がなされておらず、かつ、補助金交付要綱も整備されていないものがあった。

加えて、一部において補助金の交付決定から額の確定にいたる一連の事務が適時に行われたと認めることができない事務が複数の補助金で執り行われていたことも確認した。さらに補助金交付要綱等において規定した補助対象経費の範囲等が明確であるとは認めがたいものも確認した。

これらについては、当該補助金所管課等の所属長から意見等を聴き取った上で、指摘し、然るべく対処等されたい旨を伝えた。

今回任意に抽出し監査した33件の補助金のうちから4件を抽出し、当該補助金の交付を受けた団体（いわゆる「財政援助団体」）に出納関係帳票等の提出を求め、あわせて補助事業の聴き取りを行った結果、実施した事業及び補助金交付関係書類等の整備についてはおおむね適正と認められた。その一方で、一部において補助事業費の支出に関し、団体の決裁が適正に行われていなかったもの、補助金の交付を受ける団体と町との関係性について、ともすれば疑念を抱かせる可能性がある事実も確認した。

これらについては、当該補助金の交付を受ける団体から意見等を聴き取った上で、注意を促し、今後において是正する方向で対処等されたい旨を伝えた。

公の施設の指定管理業務を所管する課が行った事務に関し、一部について手続上の誤りを確認した。また、指定管理者が提出した収支実績額をしっかりとチェックしていなかったこと等、当然に実施されるべき管理監督事務が粗かったと言わざるを得ない事実もあわせて確認した。当該指定管理者に支出している単年度の委託料の額が多額であるということも踏まえ、これらについて指摘し、今後の定期的な調査等の実施も含め、強く改善を促した。

公の施設の指定管理者から提出された管理業務に係る出納関係帳票等の整備に不備や記載誤りなどが多数あったため、聴き取り調査を複数回実施せざるを得なかったことから、これについて注意し、改善を促した。なお、公の施設の管理業務に関しては、全体としておおむね良好に管理されているものと認められた。

8 結び

今回の監査は、昨年春、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案が発覚したことを鑑み、昨年度よりも監査対象とする補助金の数を増やし、実施したものである。

町当局は、まちの活性化や新型コロナウイルス感染症への対策といったさまざまな行政課題に対応するための手段として補助金を交付しており、その件数は、年々増加の傾向にあるものと思慮している。

「7 監査の結果」で述べたとおり、令和2年度分として交付された補助金の一部に関し、決して少なくない数の指摘事項があったことは率直に言って残念である。

町当局において、これまで当職が指摘等した内容を正面から受け止め、改善等に取り組んでこられたのであれば、これほどまでの数の指摘事項とはならなかったのではないかという思いが胸に去来するし、切ない。今後においては、昨年6月に実施した随時監査において当職が「勧告」したことに対し町長が措置した「事務改善策の内容（内部統制の確立に向けた取組等）」に組織全体として真摯に取り組まれることを期待し、結びとする。